

平成18年度 商法 I 講義レジュメNo.05

商号・名板貸人の責任

テキスト参照ページ:新商法講義 54~72p
プライマリー 46~62p

1

1 商号とは何か？

I. 商号の意義

→商人が営業上自己を表す
名称 (判例)

※法規制の必要性

- ①商人の[]の基礎として[]を有しているため、その保護が必要
- ②商号制度の[]し、社会・公衆の利益を保護する必要

2

①商号は名称である

- 氏名と同じように文字で表示できて、発音できるものでなければならない
- 図形、紋様、記号は、[]とはなりえても商号にはなりえない
- 商号は登記できるものでなければならない
→従来、外国文字による登記はできなかったため、商号は日本文字で表示されねばならないと解されていた
(例: NTT西日本株式会社→エヌティーティー西日本株式会社)

3

外国文字による商号の登記

- 平成14年11月1日施行の改正商業登記規則51条の2により、ローマ字その他の符号を商号の登記について使用できることとなった。
- 追加された商号に使える文字その他の符号
 - 1 ローマ字 (A, a, B, b, . . .)
 - 2 アラビア数字 (1, 2, 3, . . .)
 - 3 アンパサンド (&)
 - アポストロフィー (')
 - コンマ (,)
 - ハイフン (-)
 - ピリオド (.) 及び中点 (.)

4

②商人の営業上の名称である

- 商人でない者が営業・事業上用いる名称は商号ではない
例:
 - ・会社以外の法人の名称 (公益法人、相互保険会社、協同組合など)
- 小商人 (7条) が営業上用いる名称も商号である (ただし、登記に関する規定は適用されない)

5

II. 商号自由の原則 (11条)

➤個人商人は原則として自己の商号を自由に選定できる (商号選定の自由)

- 自己の氏、氏名その他の名称: つまり、特別な制限はない
- 営業の内容と関係のない商号の使用も可能である (屋号の伝統)
- 商号を用いないこともできる

6

会社の商号(会社6条)

- ① 会社(外国会社を含む)はその法人としての名称を商号とする(商号を使わない自由はない)
- ② 会社は(外国会社は除く)、その種類にしたがい**株式会社、合名会社、合資会社、合同会社**(整備法による有限会社)という文字を用いなければならない
- ③ 会社は、商号中に、であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない(罰則978①)

7

会社の商号に関する制限

- 【趣旨】
会社の種類によって**組織や社員の責任が違**うため、**取引相手(会社債権者)保護**のためにこれを明らかに示す必要がある。
- 会社でない者は、商号中に会社であることを示すような文字を使ってはならない(会社7:罰則978②)
→会社でない者が会社から**事業の譲渡**を受けた場合でも同様(会社から譲り受けるのは事業、個人商人の場合は営業の譲渡)

8

商号選定に関する制限

- 「1個の営業については、商号は1個でなければならない」(通説・判例) → 1個の商号で複数の営業を営むことは許される

※会社の場合は**複数の**を営む場合であっても、商号は必ず1個(～支店という文字を付加することは差し支えない)

9

Ⅲ 商号に対する法的保護

- 個人商人は、商号を登記することができる
- 会社は必ず商号を登記しなければならない
- 登記商号に対する保護規定(旧商19・20条)は、**廃止された**
 - 19: 他人が登記した商号と同じ商号を同一市町村内で同一の営業のために登記することはできない
 - 20: 不正の競争の目的をもって同一または類似の商号を使用する者に対して使用を止めるよう請求することができる(損害賠償も可)

10

Ⅳ改正後の商号に対する保護

- 19、20条の規定は廃止され、**12条**による規制のみとなる(会社については会社法8条)
 1. 何人もをもって他の商人(他の会社)であると誤認されるおそれのある名称・商号を使用してはならない(保護の客体は商人・会社に限定)
 2. 前項の規定に違反する名称・商号の使用によって営業上の利益を侵害され、または侵害されるおそれがある商人(会社)は、その営業上の利益を侵害する者または侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止または予防を請求することができる
- 罰則: 商13条、会社978③

11

不正の目的(12、会社8)

- 多数説: 他の商人または会社の商号等の名称を勝手に自分の営業に使用して、自分の営業をその名称によって表示される他人の営業であるかのように一般世人に**営業主体を誤認させる意図**
- 最高裁S36.9.26判決・少数説: 他人の本店移転登記を妨害し、不当の利益を収めようとする意図など**違法性ある目的ないし他人の利益を害し、もしくは公序良俗に違反する目的**など営業主体を誤認させる意図よりも広く解する
- 判例百選(総則・商行為)16事件参照

12

V. 不正競争防止法による商号の保護（登記の有無を問わない）

- 広く認知されている商品等表示（商号を含む）を保護：**著名商号と周知商号**
- 「不正競争の目的」（主観的要件）は不要
- 周知商号：同一または類似の商号を使い、他人の営業と混同させる行為が不正競争とされる（不正競争2 I ①）
- 著名商号：同一または類似の商号を使う行為が不正競争とされる（同②）
- 不正競争行為に対しては、差止（3）、損害賠償（4）が認められ、罰則（21）もある

13

VI. 商号権：商人がその商号について有する権利

- **商号使用权**：他人の妨害を受けずに商号を使用する権利→商号の登記の有無を問わずに認められる
- **商号専用権**：他人が同一または類似の商号を不正に使用することを排斥する権利→**商号の登記の有無を問わずに認められる（通説的見解）**
⇒旧商法では、登記することにより、周知・著名商号でなくても保護されたが、20条の廃止により、登記により保護が強化されることはなくなった。

14

VII 商号の譲渡（15条）

- 個人商人の商号は、**営業とともに譲渡する**（営業譲渡）場合、または**営業を廃止する場合**に限り、譲渡することができる（15 I）。
- 商号は を判断する基準となるので、営業と切り離して商号のみを譲渡することはできない。
- 営業を廃止する場合、 を無にしないため譲渡することができる
- 商号の譲渡は登記をしなければ第三者に対抗できない（15 II：不動産登記の対抗力と同じ）

15

VIII 自己の商号使用許諾者の責任（14条、会社9条）

- いわゆる**名板貸人（名義貸人）の責任**：以下「名板貸し」の用語を用いる
- 商法と会社法の文言の違いは、「商人か会社か」、「営業か事業か」
- 名板借人が個人商人の場合は**営業**を行うこと、会社の場合は**事業**を行うこと、と区別される
- 名板貸人は**商人または会社**

16

1：名板貸の意義

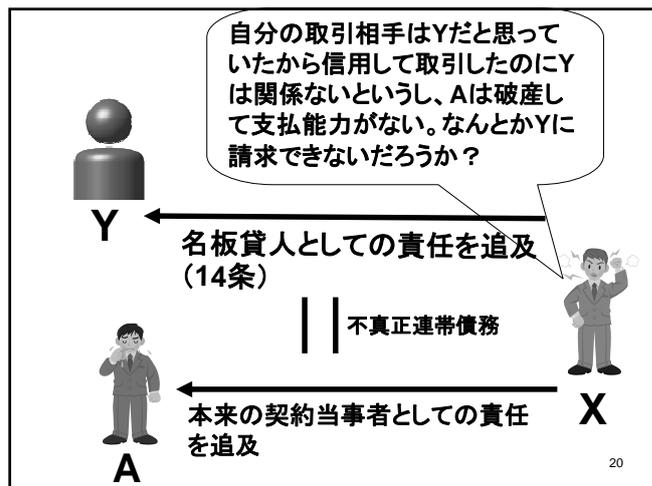
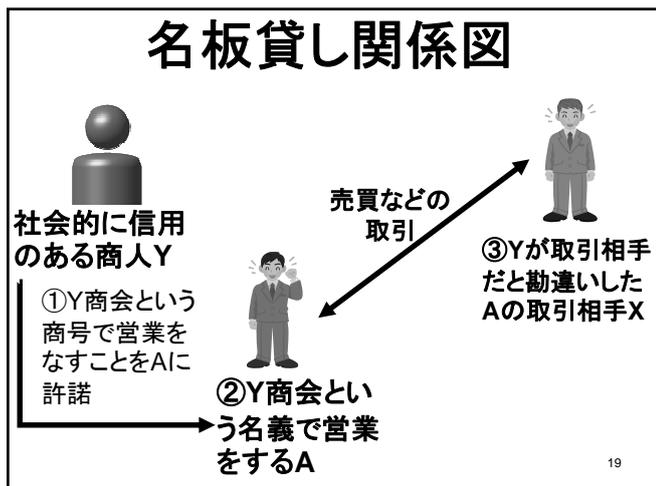
- 自己の商号を使用して営業または事業をすることを他人に許諾すること
→信用のある者が信用の乏しい者に、営業免許を取得した者が無免許者に、名義を貸すためなどに用いられる。
- 使用許諾を与えた者 =
- 使用許諾を得た者 =

17

2 名板貸人の責任

- ①名板貸人は、自己を営業主または事業主と「」して名板借人と取引した者に対し、
- ②その「」について、
- ③名板借人（本来の債務者）と「弁済の責任を負う」

18



【責任の根拠】

A) 商号等を他人が使うことを許諾した者は、自己を営業主と誤認した第三者に対して「禁反言の法理」（英米法の理論）により連帯して責任を負うものとしたとする見解。

B) 商号等の使用許諾により名板貸人が営業主であるかのような外観が生まれた。外観を作出した名板貸人はその外観を信頼した者を保護するため外観通りの責任を負う、という「外観法理」（ドイツ法）に基づく点を強調する見解。

21

〔基本用語解説〕

- 「禁反言の法理」：ある表示をした者は、その表示を信じてその地位を変更した者に対して、その表示と矛盾する主張をすることが許されないという法理。
- 「外観法理」：事物の外観と真相とが一致していない場合に、その外観を信頼して、ある行為をし、またはある行為をしなかった者に対して、外観によって事物を決することができるようにする理論。

22

3 名板貸人の責任の要件

① をなすことに対する名義使用の許諾

② 営業または事業の

③ 相手方の誤認：

23

①名義使用の許諾： 1

- 独立に営業している者（商人・会社）に対し、使用を許諾したこと（文言解釈）
- 単に をすることについての名義使用の許諾には本条は適用されない（判例：名板貸人の責任は名板借人の責任が前提になっているため）
←下級審判例、学説は類推適用するものもある
- 但し、営業について名義使用の許諾が行われ、 についてだけ名義が使用された場合は、本条が類推適用される（判例）

24

①名義使用の許諾：2

- 許諾者（名板貸人）は [] に限る
（文言解釈）
- 名義は付加語（支店、出張所）などを加えたものを含む
- 許諾は [] でもよい
ex. 名義使用の事実を知らながら、社会通念上の放置してはならない義務に違反して、放置する（不作為）場合も許諾に当たる（通説）

25

[] の許諾

- 社会通念上放置してはならない義務が生じる場合とはどんな場合か？
- 例：従来名板貸人が同じ営業を営んでいた、名板貸人が自己の土地建物を使用させていた等の付加的事情が存在している場合

26

②営業の同種性

- 許諾を受けた者と名板貸人の営業は、 [] のない限り、同種であることを要する（判例）
- 特段の事情→商号の名称自体からは特定の業種を推認し得ず、名板借人が名板貸人から従前の店舗、印鑑、看板等を引き継ぎ、それをそのまま使用している等の事情がある場合

27

【同種性必要説の根拠】

商号は、法律上は特定の営業につき特定の商人を表す名称であり、社会的には当該営業の同一性を表示して、その信用の標的となる機能を有するものであって、14条はこのような事実に基づいて第三者を保護した規定であるから
→営業の種類が異なる場合は、特段の事情がない限り、 [] は生じない。

28

※不要説

- 近時、営業の範囲は流動的であって、個人商人は数種の営業を営むことが、また会社の定款記載の目的も多目的であることが常態である。非商人の氏名の使用許諾にも名板貸が成立する。従って、営業の同種性は責任要件とする必要はなく、相手方の [] の判断において考慮すればよい
- 下線部は、改正法では不要説の理由にはできないと思われる

29

③相手方の誤認：善意の第三者

- 善意重過失保護説：悪意以外は保護
- 善意軽過失保護説
（善意無重過失保護説）
：判例、多数説→ [] は悪意と同様に取り扱うべき
- 善意無過失保護説

30

(4) 名板貸人の責任内容

- 名板貸人は名板借人と相手方の間の取引によって生じた債務について、名板借人（主たる債務者）と連帯して責任を負う

31

①取引によって生じた債務

- 名板借人と相手方との取引上の債務の他、名板借人の[]による損害賠償債務、売買契約の[]による手付金返還債務など[]を含む
(判例・通説)
- 事実行為としての[]に基づく損害賠償債務は含まないが、[]をもつ不法行為により負担した損害賠償債務は含む(判例・通説)
例：詐欺的な取引(不法行為)にもとづく損害賠償債務

32

②連帯して弁済する責任

- 名板借人の債務を肩代わりしたり、保証したりするのではなく、名板借人と取引した相手方に対して、直接に弁済の責任を負う
- 名板借人との関係は「[]連帯債務」となる
⇒名板貸人と名板借人ともに責任を負い、両者に主従の関係はない

33

最近の判例1

- 会社の商号を使用して営業を行うことを許諾した後ある程度外観排除の措置をとったが同じビルで営業を継続しているのを黙認していたとして名板貸責任が認められた事例(東京地判H7・4・28)
- 不動産売買、賃貸借の仲介等を営むY会社は、不動産仲介業を営むAに対し、Y名義(Y会社取締役・支店長)を使用して不動産仲介取引をすることを許諾しYが管理していたビルの4階フロアで営業させていたが、Aの契約違反を理由に許諾を撤回し、取締役の退任手続をなした。しかし、4階の営業所の荷物を3階の空きフロアに置くことを認めていた。

34

最近の判例2

- Aは4階営業所を立ち退かされた後も、3階を営業所として使用し、営業を継続していた。
- 飲食店を経営するX会社(原告)は、Aの紹介する物件につき仲介手数料と礼金をAに預託したが、当該物件につきAは仲介する権限を持っていなかったことが判明した。
- XはAがYの支店長であると誤認して取引した(自分の取引相手はY会社である)として、Aに預託した仲介手数料・礼金の返還をYに求めた。

35

最近の判例3

- 東京地裁の判断
 - ひとたび名義貸与者が作出した外観がその基本部分において存続する限り、名義貸与者が名義貸与の許諾を撤回したとしても、名義貸与者の帰責性は残存し、したがって、名義貸与者の負うべき責任には何ら消長を及ぼさないものと解するのが相当である。
 - Yが管理委託されていた右建物内で、AがY名義で営業を継続していたのを阻止しなかったというのであるから、Yが未だその作出した外観の基本部分を排除したということではできない。
- Yに名板貸人としての責任を認めた。

36

Y会社

Yが管理するテナントビル

A

X

①AはYの従業員でも取締役でもないが、AがY会社原宿支店長(取締役)という名称を使って不動産仲介業務をYが管理するビルの4階で営むことを許諾。AはYに対して毎月成果を報告すること、契約が成立した場合に得る手数料の40%をYに納めることを契約した。

②Aが契約を守らないため、YはAに対してYの取締役を名乗ること、Yの名称を使って営業を行うことを禁止した。

③AはYの名称を使用し続け、営業に使用していたビルの4Fを立ち退かされた後も、3Fに荷物を置き、営業を続けていた。

XはAの仲介で飲食店のテナント2件についての賃貸借契約のため、礼金とAへの手数料を預託した。

37

名板貸し人の責任規定の類推適用

- 商14、会社9(旧商23)が、外観への信頼を保護する趣旨を含んでいることを根拠に、他の制度で救済できない虚偽の外観を信頼した者を保護するため類推適用する場面が拡大している
→判例百選(総則・商行為法)21事件(最判平7・11・30民集49-9-2972)参照
- 商14、会社9がどのように活用されるか、今後の判例の蓄積を注目する必要がある